



(一) 對案概ね次の如し  
 上るる處我方としては海運の喪失は地理的理由よりしても存立  
 上の重大なる影響あるは勿論なるも今後特に外貨負擔の増加する  
 點よりして我國輸入力を減少せしむる點を強調し制限は非軍事  
 化的觀點を主とし其他について最少限に止むる様務むるを要  
 すべし。平和條約に於ける制限規定の想定並に之に對する我方  
 對案概ね次の如し

(二) 保有量の制限  
 賠償に依りて持去られたる後の残りの保有量を基礎として  
 此處に一定の増加率を加算したるものに限定することあるべ  
 き處、我方としては産業制限、貿易制限の規定と勘案し我國  
 に輸入せらるる物資の内少くとも戦前の實績程度の割合は本  
 邦船にて運び得る丈の船腹量の保有は主張するを可とすべ  
 し。又保有量の制限は一定トン數以上のものみに限ること  
 あり、何れの點を主張すべきか研究を要す。又漁業用母船、タ  
 ンカト等特殊の用途のものにつきては別途の規定をなすこと  
 あり、或は一定速力以上、  
 其他容易に軍事的目的に轉用し得る如き船舶の所有禁止を豫  
 想せらるる所我方としては少くとも一萬トン程度迄は許可せ  
 らるる如く努むること。一型に對する制限の内何れの點を議  
 するに依りて持去られたる後の残りの保有量を基礎として

(三) 必要なるべし。  
 造船及修理能力  
 右(一)及び(二)に依りて許さるる量を保有し且つ維持するに必要  
 なる能力及(二)に依りて許さるることを要すべし。  
 (四) 航路の制限  
 (1) 沿岸航路のみ(2) 及び支那、朝鮮航路(3) 以上の外南方航路  
 (4) 以上その他太平洋航路(5) 無制限の五段階に分ちて考慮せらる  
 べき所我國としては國際收支上の觀點よりするも航路の制限  
 は極力免るる如く努むるを要す。  
 (五) 産業制限とも勘案し概ね十年以内の期限付とする如く希望す  
 るを可とすべし。

第 八 漁業に關する條項

我漁業に對する條項は聯合國の制限の意圖は我國の得意とする遠洋漁業が太平洋に於ける我國の軍事目的に於ける點にあり又大型母船の保有が我國經濟の非軍事化目的に於ける點にあり又大型も我國として漁業の我國民食糧上に占むる重要性に於ける點にあり漁業の重要性を述べ又遠洋漁業と軍事との關係につきては既に準備なき我國に於てはその虞は全然杞憂なるべきを以て漁業に關する制限は強力規定せられざる如く努むるを要すへし。想定せらるべき規定に對する我方對案次の如し

(一) 制限の對象となるべき漁業

(二) 北太平洋の捕鯨漁業

(三) 北太平洋の眞珠漁業

(四) 北太平洋の「アレンウ」諸島を含む

(五) 北米及「メキシコ」沿岸「トロール」漁業

(六) 北米及「メキシコ」沿岸「ラッコ」獲に關してはこれに

(七) 北米及「メキシコ」沿岸「ラッコ」獲に關してはこれに

(八) 北米及「メキシコ」沿岸「ラッコ」獲に關してはこれに

(一) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(三) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(四) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(五) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(六) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(七) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(八) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(九) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十一) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十二) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十三) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十四) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十五) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十六) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十七) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十八) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(十九) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十一) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十二) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十三) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十四) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十五) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十六) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

(二十七) 母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

目 録

(一) 我方對案

(二) 漁業に關する條項の遵守

(三) 漁業に關する條項の遵守

(四) 漁業に關する條項の遵守

(五) 漁業に關する條項の遵守

(六) 漁業に關する條項の遵守

(七) 漁業に關する條項の遵守

(八) 漁業に關する條項の遵守

(九) 漁業に關する條項の遵守

(十) 漁業に關する條項の遵守

(十一) 漁業に關する條項の遵守

(十二) 漁業に關する條項の遵守

(十三) 漁業に關する條項の遵守

(十四) 漁業に關する條項の遵守

(十五) 漁業に關する條項の遵守

(十六) 漁業に關する條項の遵守

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

母船漁業又は一定噸數以上の母船の保有及建造の禁止又は

62

を失ひたる状態に於ては特に大型母船の必要なる旨を述べ  
る必要あり  
 (一)更に我國としては喪失領土に對して補給のための漁船の寄港  
及び漁群調査のための航空機の使用等の希望を提出する要  
あるべし。

第九、航空に關する事項

- (一) 聯合國が日本の軍事化の爲に航空の制限を課すべきことは「秘  
別方針」にも明かにせられたる處にしてその性質上全面的禁止  
を免れざるべし。
- (二) 此の外日本航空の禁止は或り生ずべき結果の調整の目的を以  
て平和條約にその補充的なる規定を置かるることとなるべし。
- (三) 日本航空機の生産、使用及保有の全面的禁止
- (四) 航空機工業の禁止
- (五) 航空機工業の総合的性質に於て航空機用として使用可能な  
一切の製品の生産禁止に及ぶことはなかるべく主として航  
空機に用ひらるる製品の生産及輸入等を禁止するに止まるべ  
し。
- (六) 航空研究の禁止
- (七) 航空機に關する事項を目的とする研究は理論及應用共に禁止  
し之に關聯する圖書其他の發行も亦禁止すべし。此種研究の  
ための諸施設は撤去し再建を禁ずべし。但研究の禁止は直説  
航空に關係ある事項に限られ之に隣接する地域の研究の禁止

に迄は及ばざるべし

四 監視制度  
（一）乃至（三）の各項に關する規定の秘密なる遵守を確保するた  
め聯合各國の委員より成る監視制度を協定すべし

（四）日本に於ける航空事業  
航空を日本に於ける航空の眞状態を補充するため聯合各國は航  
空路を日本に於ける航空の眞状態を補充し之に必要なる施設を行ふこと  
を例外的に許可又は義務付くることとなるべし。

（五）以上  
産業及學術の爲の航空設備の目的を以てする航空機の使用は

（六）航空機及航空機の製造者  
航空機及航空機の製造者をして航空機の製造を希望する可とす  
希望するを要す。特に他の民間にも航空機の製造を希望する可とす

（七）航空機の製造者  
航空機の製造者は航空機の製造を希望する可とす。例へば航空機製造  
の禁止は止むを得ざるも有候。ガラス、ポール、ベアリン、グ  
「アルミニウム」等の製造禁止は他刀規定せざる如く希望  
するを要す。

（三）研究の禁止に關してはその範圍を極力少なからしむること（産業制限の項参照）

（四）監視制度の設置は止むを得ざるべき時期限を設くること（産業制限の項参照）

（五）日本國內の航空關係施設の公開に關しては此種施設を日本政府又は民間會社に於て經營するを要す

第十 聯合軍の占領以來日本政府に命令せられたる指令の内財源併  
合、農地改革、労働組合法、國際「カルテル」の禁止等に付て  
は指令そのままの形に於ては非ざるも之等の指令の意圖する  
所を達すべき旨の規定をなさるるやも知れず。之に對しては  
方として越え旨としては勿論同意すべきなるが規定の方法如何  
に依りて經濟機構が將來の經濟發展に懸り得ざるが如き項目に  
陥らざる如く注意するを要すべし。











<p>○ コ ロ ン ビ ア 国</p>	<p>○ プ ラ ジ ル 国</p>	<p>○ ケ リ ー 国</p>
<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>
<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>

外  
務  
省

<p>○ ケ リ ー 国</p>	<p>○ コ ロ ン ビ ア 国</p>	<p>○ マ ニ ラ 国</p>	<p>○ プ ラ ジ ル 国</p>	<p>○ ア ル ゼ ン タ イ ン 国</p>
<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>	<p>開 港 一 九 一 一 年 八 月 一 日</p>

外  
務  
省

